

# ○岩手県警察街頭防犯カメラシステム運用要綱の制定について

(平成20年7月1日岩生企第233号)

[沿革] 平成26年1月岩生企第62号

各 部 長  
首席監察官  
各 所 属 長

## 岩手県警察街頭防犯カメラシステム運用要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、犯罪の予防、事件又は事故発生時の被害者の救護及び被疑者の検挙を主たる目的として岩手県警察が設置する街頭防犯カメラシステム（以下「カメラシステム」という。）の適正かつ効果的な運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

1 カメラシステム 次の装置等で構成するものをいう。

- (1) 犯罪が発生する蓋然性の高い街路、公園等の公共空間に設置し、その周辺の状況を撮影する装置（以下「防犯カメラ」という。）
- (2) 防犯カメラで撮影した映像を表示する装置（以下「モニター装置」という。）
- (3) 防犯カメラで撮影した映像を電磁的方法で媒体に記録及び再生する装置（以下「録画装置」という。）
- (4) 防犯カメラ、モニター装置及び録画装置を一体化するために付帯する機器等

2 データ 防犯カメラで撮影した映像を電磁的方法により媒体に記録したものをいう。

### 第3 管理運用体制等

1 生活安全部長は、カメラシステム・データ総括責任者（以下「総括責任者」という。）として、カメラシステム及びデータの管理運用を総括するものとする。

2 生活安全企画課長は、カメラシステム・データ管理責任者（以下「管理責任者」という。）として、次に掲げる任務に当たるものとする。

- (1) カメラシステムの保守管理及び運用に関すること。
- (2) データの管理及び提供等に関すること。

3 防犯カメラの設置場所を管轄する警察署長は、モニター運用責任者（以下「運用責任者」という。）として、次に掲げる任務に当たるものとする。

- (1) モニター装置の保守管理及び運用に関すること。

(2) モニター業務に従事する者（以下「モニター従事者」という。）の指導に関する  
こと。

4 防犯カメラの設置場所を管轄する警察署の生活安全課長は、モニター運用補助者（以下「運用補助者」という。）として、運用責任者の任務を補佐するものとする。

5 運用責任者は、あらかじめ、カメラシステムの操作に当たるモニター従事者を複数名指定し、「モニター従事者指定簿」（別記様式第1号）を作成するものとする。ただし、指定されたモニター従事者が直ちに対応できない状態にあり、かつ、至急に操作を行う緊急性が認められる場合には、通常勤務時間内については運用責任者が指定する者に、当直勤務時間内にあつては当直責任者が指定する者に、それぞれ当該業務を行わせることができる。

6 運用責任者は、モニター従事者が当該業務に従事できない特別な事情が生じた場合、同人に代わる者の派遣を管理責任者に依頼することができる。

7 管理責任者は、前項の依頼に備え、あらかじめ、モニター従事者を指定し、「モニター従事者指定簿」（別記様式第1号）を作成するものとする。

#### 第4 カメラシステムの保守管理及び運用

1 管理責任者及び運用責任者等は、カメラシステムの保守管理及び運用に当たっては、緊密な連携を保つものとする。

2 運用責任者等は、カメラシステムの機能が正常に稼働していることを把握するものとし、管理責任者は、カメラシステムに故障等があった場合は速やかに対応するものとする。

#### 第5 防犯カメラ設置の明示

管理責任者は、防犯カメラ設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を示す表示板を設置するものとする。

#### 第6 データの検索

1 所属長は、犯罪の捜査その他警察の職務執行のためデータを検索する必要があるときは、「データ検索依頼・検索実施結果報告書」（別記様式第2号）により、管理責任者の承認を得なければならない。

2 管理責任者は、前項の依頼を承認したときは、運用責任者を通じ、モニター従事者に検索を行わせるものとする。

この場合には、原則として、当該依頼を行った所属の担当者が立ち会うこと。

3 モニター従事者は、データの検索を行った場合には、「データ検索依頼・検索実施結果報告書」（別記様式第2号）に記録し、運用責任者等の決裁を受けるものとする。

#### 第7 データの保存及び提供

1 防犯カメラで撮影したデータの保存期間は、撮影時から自動的に上書きされ消去さ

れるまでの2週間とする。ただし、管理責任者は、犯罪の捜査その他警察の職務執行のため所属長から依頼があった場合は、その必要性を判断した上で、当該期間を延長することができる。

- 2 所属長は、犯罪の捜査その他警察の職務執行のためデータの提供を依頼する場合は、「データ管理簿」(別記様式第3号)により管理責任者の承認を得なければならない。
- 3 管理責任者は、前事項の依頼を承認したときは、運用責任者を通じ、モニター従事者に提供のための操作を行わせ、「データ管理簿」(別記様式第3号)を記載するものとする。

なお、データの提供は、外部記録媒体に当該データを保存し交付する。

#### 第8 データの消去

管理責任者は、期間を延長し保存したデータについては、依頼のあった所属に当該データを提供した場合、速やかに消去するとともに、その月日をデータ管理簿に朱書きするものとする。

#### 第9 運用上の配慮事項

- 1 カメラシステムの運用に当たっては、個人のプライバシー保護について十分配慮すること。
- 2 犯罪の捜査その他警察の職務執行のためデータを保存又は提供する場合は、必要と認められる最小限度となるよう配慮すること。

#### 第10 情報の守秘

防犯カメラの映像及びデータからの情報は、地方公務員法第34条第1項に規定する職務上知り得た秘密として取り扱うものとする。

#### 第11 報告

総括責任者は、画像データの活用状況について、四半期ごとに岩手県公安委員会に報告するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

別記様式第1号

モ ニ タ 一 従 事 者 指 定 簿

決 裁 管理・運用責任者	職 名	階 級	氏 名	指定年月日	備 考

※ 指定を解除したときは、その理由と年月日を備考欄に記載すること。



## データ管理簿

本 部 受付番号	
-------------	--

データ保存・提供依頼書							
保存・提供依頼所属	所属長	副署長・次長	刑事官	課長	係長	依頼所属・課(係)・担当者	
						所属階級 氏名 TEL <span style="float: right;">印</span>	
	依頼年月日		年	月	日	保存媒体	<input type="checkbox"/> DVD <input type="checkbox"/> その他( )
	依頼理由						
	年月日時		年	月	日	時	分頃～ 年 月 日 時 分頃
	カメラ設置場所						
生活安全企画課	課長	調査官	室長	補佐	係長	担当	
	承認の可否・承認年月日						
						可 ・ 否	
						年 月 日	
理 由							

データ保存・提供実施結果報告書		
データ保存	保存年月日	年 月 日
	保存従事者	所属 階級 氏名 印
データ提供	提供年月日	年 月 日
	データ交付者	所属 階級 氏名 印
	データ被交付者	所属 階級 氏名 印

消 去							
生活安全企画課	課長	調査官	室長	補佐	係長	担当	
	消去年月日		年	月	日		
	データ消去 従事者		実施者	所属	階級	氏名	印
立会者			所属	階級	氏名	印	